

## 富岡地域医療企業団居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 富岡地域医療企業団居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うこと。

2 事業の運営に当たっては、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険サービス提供事業者、及び関係機関等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 富岡地域居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 富岡市七日市 643 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）（介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名（非常勤専従）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 2名（常勤1名 非常勤1名）  
事務職員は、必要な事務を行う。

(業務日及び業務時間)

第5条 事業所の業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝祭日及び12月29日から1月3日までの間を除く。
- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により 24 時間連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第 6 条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) サービス実施状況の継続的な把握・評価
- (6) 現物給付サービスに係る報告
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第 7 条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

2 使用する課題分析票の種類は、全社協方式、MDS 方式及び訪問看護振興財団方式とする。

3 サービス担当者会議の開催場所は、主に自宅とする。

4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談に乗るものとする。

(利用料等)

第 8 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、富岡市、甘楽町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 事業所は介護支援専門員の資質の向上を図るために研修を行い、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程は、富岡地域医療企業団病院事業の設置等に関する条例第 3 条及び第 4 条に関する規則（平成 30 年規則第 1 号）により必要な事項を定めるものとする。

(虐待の防止について)

第 11 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所は、虐待防止の手順について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) サービス提供中に、従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに在宅看護マネージャー、担当医へ報告し、関係者で協議する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(事業継続に向けた取り組み)

第13条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定する。事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

附 則：この規程は、平成12年1月4日から施行する。

附 則：この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成28年9月12日から施行する。

附 則：この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和3年12月6日から施行する。

附 則：この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和7年5月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和7年11月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和8年2月1日から施行する。